

資料 1

ドイツ旅行規定の第3改正法政府草案 (総論) の立法理由

高橋 弘

ドイツ旅行規定の第3改正法政府草案 (Stand:21.10.2016 16:44) は、連邦政府によって2016年11月1日に決定され、基本法第76条第2項により、先ず連邦参議院に送付された。連邦参議院は、2016年12月16日の第952回会議において態度決定した (BR-Drs. 652/16)。連邦政府は、連邦参議院の態度決定とこれに対する連邦政府の反論を附録に添えて、2017年1月11日に、連邦政府草案を連邦議会に送付した (BT-Drs. 18/1082, 11.01.2017)。政府草案についての連邦参議院の態度決定とこれに対する連邦政府の反論とは、今回の資料5として掲載させて頂いた。

ドイツ旅行規定の第3改正法政府草案については、広島法学40巻4号(2017・3)参照。その資料1の冒頭で、政府草案と連邦司法消費者保護省参事官草案との大まかな変更についても述べておいたが、さらに、次の2点も追加したい。第1点は、政府草案民法第651i条(解約)第2項の条文も全面変更されていることである。これは、恐らく旅行業者側のハイニケ弁護士が解約と解除の法的効果の違いを述べつつ「参事官草案によって新EU指令が正しく国内法化されていない」と指摘したのを受けて、変更されたものと思われる (Petra Heinicke, Pauschalreise-Richtlinie - Neuer Wein in guten Chaeuchen ?, ZRP 8/2016, 226, 227 (III . 1. Kuendigung) 参照)。なお、参事官草案民法第651i条(解約)第2項の条文は、現行のドイツ民法第651e条(瑕疵に基づく解約)第3項の条文を受け継いだものであった。第2点は、参事官草案第651i条(旅行の瑕疵の場合の旅行者の諸権利)第3項の条文が政府草案では削られ、同

条第4項が政府草案では第3項に繰り上がっていることである。

今回の政府草案の立法理由には、参事官草案の立法理由に細かく手が入られ、追加や変更が多数加えられているので、発表させて頂くことにした。

立法理由

A. 総論

I 規制の目的設定及び必要性

パック旅行及びリンクされた旅行給付に関する、EG規則第2006/2004号及びEU指令第2011/83号の改正に関する、並びに、閣僚理事会指令第90/314号の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第2015/2302号（ABL L 326 vom 11.12.2015 S.1、以下では指令という）は、その第28条第1項の規定において、指令を実行するためにEU加盟各国に、2018年1月1日までに必要な法規定及び行政規定を公布し公示することを義務づけている。指令第28条第2項の規定により、新しい法は、2018年7月1日から適用されなければならない。

とりわけ、パック旅行に関する1990年6月13日の閣僚理事会のEWG指令第90/314号（ABL L 158 vom 23.6.1990 S.59）は、本指令によって取り換えられる。さらに、以下のものが、改正される

- 一 消費者保護法律の実施を管轄する各国の国内官庁間の協力に関する欧州議会及び閣僚理事会のEG規則第2006/2004号（(ABL L 364 vom 9.12.2004 S.1)、及び
- 一 消費者の諸権利に関する、閣僚理事会のEWG指令第93/13号及び欧州議会及び閣僚理事会のEG指令第1999/44号の改正に関する、並びに、閣僚理事会のEWG指令第85/577号及び欧州議会及び閣僚理事会のEG指令第97/7号の廃止に関する、2011年10月25日の欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第2011/83号、いわゆる消費者諸権利指令。

指令の目的は、まず、旅行者の諸権利を市場の発展に適合させ、かつ、規

制の欠缺を埋めることである。とりわけ、伝統的な販売方法に加えて、インターネットが旅行給付の提供手段として著しく重要な意義を有しているという事情が考慮されなければならない。旅行給付は、今日、予め組み合わされたパック旅行の伝統的な形式においてのみならず、しばしば顧客の諸条件に従って又は旅行者自身によって組み合わされている。指令は、このような提供商品に関して旅行者の保護を高め、かつ、旅行者並びに事業者にも多くの透明性と法的安定性を提供しようとしている。さらに、法規定の同一化によって、域内市場のために、旅行者及び事業者に降りかかっている障害が除去されなければならない。それによって、他の加盟国で提供されるパック旅行を予約することを旅行者に妨げる、旅行者の保護に際しての差異が、除去されるべきである。

指令は、指令の規定から逸脱した各国の国内法規定を保持したり導入したりすることを加盟各国に原則として許さない完全調和化の試みにとって有利な結果となるように、その 1990 年の先行指令の最小調和化の試みから解放されている。しかし、指令は、若干の条文において、オープン条項によって、旅行者のために異なる保護水準を保証する規定を導入し又は保持することを加盟各国に可能にしている。そのほか、加盟各国は、指令の適用範囲外の領域における規制を行う権限を有している。この領域においては、加盟各国は、指令に相応した又は指令に反した規定を国内的に予定することは自由である。

このほか、指令は、障害をもつ人々の諸権利に関する協定（国連障害者権利条約 -UN-BRK）の目的を取り上げている。

II 草案の本質的内容

指令の国内法化は、とりわけ民法の改正を要求している。その際に、第 2 編第 8 章第 9 節における旅行契約に関する款（民法第 651a 条乃至第 651m 条）は、新たな名称となり、かつ、完全に新しく法文化される（草案法文（民法草案）における民法第 651a 条乃至第 651y 条）。パック旅行と並んで、とりわ

け、指令によって導入された「リンクされた旅行給付」概念も、新たに規定されている（民法草案第 651w 条）。民法による情報提供義務及び証明義務に関する命令（民法情報提供義務命令 - BGB-InfoV）に従来含まれていた規定は、新たに法文化されて民法施行法（EGBGB）に移された（草案法文における民法施行法第 250 款及び第 251 款）。その他、旅行主催者及び一定の要件の下にリンクされた旅行給付の仲介人にも負わされる倒産担保義務との関連で任務がある中央連絡機関（民法施行法草案第 253 款）が設置されている。最後に、差止訴訟法（UkaG）第 2 条、営業法（GewO）第 147b 条並びに代金表示命令（PAngV）が調整される。

特に以下の法律改正が予定された。すなわち、

1 バック旅行

旅行契約（民法第 651a 条）は、指令の文言に従って「バック旅行契約」と改称され、民法草案第 651a 条において新たに定義されている。リンクされたオンライン予約手続きに関しては、特別規定が取り入れられている（民法草案第 651c 条）。この場合には、いわゆる「クリック・スルー予約」、それゆえ、旅行者が相互にリンクされたウェブサイトで順次に行う予約が重要である。契約前の情報提供義務は拡大される。とりわけ、旅行主催者は、提供されたバック旅行の予約の際に、指令に基づき旅行者に帰属する諸権利に関する標準化された方式用紙により、旅行者に情報提供しなければならない。

民法第 651a 条第 4 項及び第 5 項に含まれている代金引き上げ及びその他の契約変更に関する規定は、民法草案第 651f 条及び第 651g 条において、指令の準則に従って改正されている。変更留保は、予め定式化された契約条件（約款）によっても合意されうることが明示されている。約款による法律行為的債務関係の形成に関する諸規定（民法第 305 条以下）は、指令の完全調和化の試みのゆえに、指令の国内法化のために公布される特別規定によって、排除される。旅行者は、将来、留保された代金引き上げの場合に、重大な事由が旅行者にとって有利な結果となるように変化するときは、代金引き下げの

権利を有する。8%を超える代金引き上げの場合には、旅行者は解除権を有するだけである（現在は5%、民法第651a条第5項第2文）。

民法草案第651h条は、旅行開始前の解除についての規定を置いている。現在の民法第651i条におけるように旅行者の解除権だけでなく、旅行主催者の解除権も規定されている。

民法草案第651i条乃至第651p条は、旅行の瑕疵の場合の新たに法文化された旅行者の諸権利を内容としている。旅行者は、旅行の瑕疵の場合に、さらに瑕疵除去を請求し、又は、自ら瑕疵除去をなし、かつ、必要な出費の賠償を請求できる。民法草案第651k条第3項においては、今や、他の旅行給付（代替給付）による瑕疵除去を請求する権利も明定されている。民法草案第651l条乃至第651n条は、旅行者の解約、減額及び損害賠償に関する諸権利を規定している。現在、旅行主催者に（も）存する不可抗力の場合の解約権は、なくなっている。

指令の準則に従って、民法草案第651p条は、人身損害でない損害の場合の旅行主催者の責任制限の現在の可能性を制限している。民法草案第651q条は、旅行者が困難に遭遇するときに、旅行主催者の援助義務を明定している。

民法草案第651r条乃至第651t条は、旅行者の倒産担保についての旅行主催者の義務に関して、民法第651k条の維持された構造を取り上げている。指令は、この点では詳細な準則を置いていないが、担保が有効でなければならず、かつ、理性的な判断により予見可能な費用をカバーするものでなければならない、ことを要求している（考慮理由39及び40参照）。これを保証できるように、顧客の金銭防護者の責任制限のための年間最高額たる民法第651k条第2項に規定されている1・1億ユーロの額の引き上げは、現在のところ必要であるとは思われない。

2 外国学校滞在

指令の考慮理由21は、指令の適用範囲にない領域への指令の適用につき加盟各国が権限を有することを明示している。それゆえ、EU司法裁判所の判

決によればパック旅行の基準を充たしていない外国学校滞在に関する民法第651l条の規定は、調整された形式において保持されうる（民法草案第651u条）。

3 旅行仲介

旅行仲介人の諸義務は、現在、担保証書及び支払金の受領に関連してのみ民法に規定されている（民法第651k条第3項第4文、第4項）。指令は、旅行仲介人の義務の範囲の拡大を要求している（民法草案第651v条及び第651x条）。

4 リンクされた旅行給付

民法草案第651w条は、リンクされた旅行給付の仲介を規定している。リンクされた旅行給付という新たなカテゴリーは、成る程パック旅行は成立していないが、仲介人に情報提供義務を課するのを正当ならしめる予約された旅行給付の間の結合された要素が存する状況を理解すべきである（民法草案第651w条第2項）。場合によっては、彼は倒産担保についても義務を負っている（民法草案第651w条第3項）。リンクされた旅行給付の仲介人がこの義務を履行しないときは、旅行者は、そうでなければパック旅行についてのみに適用される諸権利を行使できる（民法草案第651w条第4項）。さらに、リンクされた旅行給付の仲介人に対して他の関係事業者が履行しなければならない情報提供義務が規定されている（民法草案第651w条第5項）。

5 中央連絡機関

新たに設立される中央連絡機関（指令第18条第2項乃至第4項参照）は、民法施行法草案第253款に規定されている。その任務の遂行は連邦司法官庁によって行われる。中央連絡機関は、他の加盟各国の中央連絡機関に、旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人の倒産担保義務に関する法律上の要求に関する情報を提供する。さらに、中央連絡機関は、旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人がその倒産担保義務を履行したかどうかの疑問の明確化に関する他の加盟各国の詳細要請並びにドイツ官庁の発送要請に関する手続き進行を引き受けている。

6 営業法上の規定

民法施行法草案第 238 款第 2 項における営業法上の規定は、民法情報提供命令の法的基礎の廃止（民法施行法草案第 238 款第 1 項）後に、民法施行法草案第 252 款第 5 項に移行されている。これによれば、顧客の金銭防護者は、顧客の金銭防護契約の終了を管轄官庁に遅滞なく通知する義務を負う。さらに、営業法第 147b 条における秩序違反要件は改正され、そこに挙げられている民法規定に違反して支払を請求し又は受領する者は秩序違反とされる。規定は、新たな法状況に適合され、かつ規定された制裁規定を厳しくしている。

7 その他の改正

その他の改正は、そのつど新たな法状況に適合すべき差止訴訟法及び代金表示命令に関している。そこで、差止訴訟法においては、バック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介に関する民法の改正規定が今や差止訴訟法第 2 条の意味における消費者保護法に数えられることが明確にされている。代金表示命令の改正は、新指令によってその要件が変更された旅行主催者の側での契約前の代金適合に関している。代金表示命令第 1 条乃至第 10 条は、これに従って調整されている。

III 対案

なし。

IV 立法権限

連邦の立法権限は、民法及び民法施行法における改正に関する限り、基本法 (GG) 第 74 条第 1 項第 1 号 (民法) の規定から来ている。営業法における改正についての立法権限は、草案法文における営業法第 147b 条が重点的には秩序違反法に分類されるため、基本法第 74 条第 1 項第 1 号 (刑法) の規定から来ている。この規定からは何ら経済生活の規制は生じない。支払金の請求又は受領の禁止は、既に民法から生じている。差止訴訟法における改正権限は、基本法第 74 条第 1 項第 11 号 (経済法) から生じる。規制は、全国的な利益のための経済的統一及び法的統一の維持のために要求されている

（基本法第72条第2項）。経済的統一は、経済的活動のための同等の法的条件の適用をも意味している。事業者の義務の地域的に異なる形成の場合には、連邦的な広がりのある取引を期待不可能なほど困難ならしめる不平等な条件が生まれるであろう。

V EU法及び国際条約との調和

草案は、EU法と、及び、ドイツ連邦共和国が締結した国際条約と、合致している。

VI 法律効果

1 法及び行政の簡素化

草案は、法的簡素化又は行政手続きの簡素化を定めていない。

2 持続性の観点

草案は、国家持続性戦略の意味における持続的発展に関する連邦政府の根本方針と合致している。規制は、とりわけ経済力及び社会的責任の観点のもとに永続的に負担しうるものである。

3 履行費用以外の財政支出

なし。

4 履行費用

履行費用は、もっぱら、本草案が国内法化した指令の準則によって発生させられる。

成る程、草案は、指令が各国の立法者に要求したのではなく、彼らに自由にした規定を4カ所で持っている。これは、まず、事務所外で締結された契約の場合の撤回権（民法草案第312条第7項第2文、第312g条第2項第2文）、ついで、外国学校滞在に関する諸規定（民法草案第651u条）に關している。しかし、これらの規定は、現在のドイツの法状態の維持に資するものである：現存する先行規定は、指令によって改正されざるを得なかった（民法第312条第2項第4号、第312g条第2項第2文、第651l条）。その際、事務所外で締結された契約の場合の撤回権に関する規定の調整は、何ら追加的な履行費

用を生じない。外国学校滞在に関する調整規定については、なるほど旅行の調整により一般に生ずる履行費用は、この旅行に関係していることを顧慮すべきであるが、外国学校滞在について現在適用可能な旅行法が新しい旅行法と並んで更に適用されるとすれば、それは紛らわしく、かつ、調整が可能ではなかろう。この領域のためだけの現在の法状況の維持は、域内市場の障害を除去するとの指令の目的にも適合しないであろう。その上、この関連で、パック旅行概念のより狭い定義によって、他の場所では事業者が免責されることが、考慮されべきである。それゆえ、現在、そのために倒産担保義務に関して例外が予定されている（民法第 651k 条第 6 項第 2 号参照）日帰り旅行が、将来、旅行法上の規定の適用範囲から除外されるべきである（民法草案第 651a 条第 5 項第 2 号）。この免責は、外国学校滞在に関して生ずる履行費用を埋め合わせる；2015 / 2016 学年に、「weltweiser-Der unabh angige Bildungsberatungsdienst & Verlag」の調査論文（2016 年 3 月現在）によると、全部で 1 万 7500 人のドイツの若者が生徒交換プログラムに参加した。日帰り旅行の総数は、2015 年に 51 万 7503 件に達した（社団法人ドイツ旅行団体の情報パンフレット「2015 年ドイツ旅行市場／数字と事実」31 頁）；そのほぼ 5 %、すなわち、2 万 5875 件の場合に、旅行代金が 75 ユーロを超えており、それゆえ、現在、倒産担保を必要としているが、将来は、もはやこれが必要ない。この価値の高い日帰り旅行の除外による免責効果は、外国学校滞在に関する規定の変更による免責効果より大きい。したがって、「1 つを入れ、1 つを出す One in, one out」原理によるこの計画からの免責規定により発生する継続的な履行費用は相殺されることから出発される。このほか、個別の旅行給付へのパック旅行法の類推適用可能性に関する現在の判決は、法律条文に移行させられない；これも事業者の負担をかなり軽減する。

価格経験の欠如及び部分的に負担耐性能力の不存在並びに旅行市場の将来の発展の予測困難のため、履行費用の算出は困難である。数字データの表示が現在可能である限りで、これは暫定的な査定によっている。

パック旅行の年間総数は、5850 万件である。この査定は、ドイツ旅行業協会 DRV の「2015 年ドイツ旅行市場／数字と事実（以下では、「2015 年数字と事実」という）」22,31 頁という情報パンフレットからの数字に拠っている。そこには、5 日以上 of 休暇旅行数は 6910 万件、短期休暇旅行（2 日～4 日までの）数は 7710 万件、とされている。全体として年間約 1 億 4620 万件的休暇旅行。パック旅行の割合は、2015 年旅行分析（社団法人休暇旅行及び旅行研究会第 45 回旅行分析の ITB2015（2015 年国際観光見本市）に関する最初の選抜結果 5 頁）では、5 日以上 of 休暇旅行については、42% と見積もられている。短期休暇旅行の場合には、個々の給付の割合はやや高い。それゆえ、1 億 4620 万件的の総数に当てはめると、ほぼ 40% の割合がパック旅行に置かれる。ここから上述の年間総数ほぼ 5850 万件的のパック旅行が引き出される。

日帰り旅行は、旅行法上の規定の適用範囲にはもはや入るべきではないから、この査定の場合には考慮されていない。

リンクされた旅行給付の仲介に関する新规定がどの程度適用されるのかを査定するのは、困難である。全体休暇旅行の 30% が、それゆえ、4390 万件的がこの方法で成立するであろうとするのは、見積もりすぎであろう。しかし、その際、その取引の中核が旅行給付の仲介にある旅行代理店の所有者及びオンラインポータル of 経営者にとって、旅行給付のこの組み合わせが、自己の旅行給付と並んで他の提供者の旅行給付をも仲介する給付提供者よりも、明確により大きな役割を演じていることから出発すべきである。

a) 市民についての履行費用

一 契約譲渡に関する規定（民法草案第 651e 条）

契約譲渡は、将来、持続的記録媒体によってのみ請求されうる。従来、法律は民法第 651b 条において契約の一定の方式を定めておらず、その結果、口頭（電話）でも可能であった。契約譲渡の可能性 of 実際的意義は乏しく、正確な数字は分かっていない。履行費用 of 査定については、全パック旅行 5850 万件的 of 0.1% だろうと推定される。

持続的記録媒体の要求（民法第 126b 条第 2 文）は、現在、書面と並んでなく E メールでも充たされる。Eメールの単なる送付の場合には、実費は取るに足りない。その他の点では、1 件につきコピー料及び送料並びに持続的記録媒体が 2 ユーロ見積もられる。交代請求の文書化の時間費用に関しては、旅行者の請求が既に現行法上、意思表示として旅行主催者又はその代理人に届かなければならないことが考慮されるべきである。その際、旅行者は、彼に代わって旅行に参加する第三者を具体的に明示しなければならない。その上、契約譲渡は既にしばしば書面によって、それゆえ、持続的記録媒体で請求されることから出発しなければならない。その割合は全件の 50% と見積もられる。契約譲渡が現在口頭（電話）で請求されているその他の場合については、履行費用の算出・記述に関する手引きによれば、交代請求の書面による文書化のために 1 件当たり 5 分の追加が見積もられる（市民時間価値表の第 6 号；中位の複雑性）。

2 万 9250 件の場合に、市民には年間 2438 時間かつ 5 万 8500 ユーロの追加履行費用が生ずる。

b) 経済についての履行費用

aa) 事業者の 1 回限りの切替費用

一 補習・講習参加

新規定の準則の導入は、複雑なテーマへの習熟を要求する。観光経済の事業者及びその上部諸団体には、広く設置される補習及び講習の必要性による費用が生ずる。約 1 万 9185 の事業者が新規定に関係するであろうと見込まれている（約 2500 の旅行主催者、1 万 4000 の仲介人と 2695 の個別給付者、個別的には後出の i) 乃至 iii) を見よ）。2015 年には旅行代理店及び旅行主催者の許で 6 万 0904 人が従事していた（2016 年 7 月 29 日の旅行規定の第 3 改正法案案についてのドイツ旅行業協会の態度表明 1 頁参照）。これは、1 事業者につき平均約 4,8 人の職員に当たる（同態度表明 5 頁も参照：1 旅行代理店につき 4 乃至 5 人の職員）。その他、ツーリスト・インフォメーション、ホ

テル及び運送事業者の職員も、彼らが新規定に関係する限り、教育されるであろう。この点では、平均的な職員数の表示は分かっていない。旅行主催者及び旅行代理店につき算出された1事業者当たり平均4,8人の職員を基礎に置くと、職員の数約3万2100人となる。したがって、全部で、該当する事業者の約9万3000人の職員が教育されるであろう。

履行費用の算出・記述に関する手引きに基づく査定によれば、講習8時間（480分、経済時間価値表のXVI参照、高度の複雑性）の時間費用がかかる。賃金コストとしては、経済部門P（教育及び授業）の高い資格水準の時給48,9ユーロと評価される。ここから、職員1人に391ユーロの額の講習費用が生じ、全体として、約3億6400万ユーロの講習費用が生ずる。

講習によって発生する履行費用は、一部は、他の場合には andersfalls、新しい情報提供義務が履行され得ない又は履行されるのが困難であることによって、惹起される。これによって生ずる履行費用は、全部で270万ユーロと査定される（経済時間価値表のXVIによる35分、中程度の複雑性；時給48,9ユーロの賃金コスト、上を見よ）。

毎年新採用される職員の講習の年間履行費用は、いずれにしても、これらの人々がその時々に行われている法状況に習熟させられなければならないから、査定されない。

その他の履行費用に関しては、その時々規有名宛人につき異なる：すなわち、

i) 規有名宛人 旅行主催者

一 情報提供義務（民法草案第651d条、第651f条第1項、民法施行法草案第250款第1条乃至第3条、第5条乃至第9条）

旅行主催者は、そのパンフレット、公開オンライン、約款を、提案されている規定の要求に適合させなければならない。現在、民法情報提供義務命令第4条乃至第8条に規定されている情報提供義務は、草案によって新たに構成され、補充され、若干の情報提供義務は削られている。代金引き上げの留

保の場合には、契約中で、将来、旅行者は代金引き下げ権を有することも表示されるべきである。

なかならず、旅行者は、契約前に（従来のように）彼に関心のある旅行について情報提供されるだけでなく、方式用紙によって、旅行の予約の場合に、指令又は民法第 651a 条以下の規定により彼に属する諸権利について情報提供されるべきである。指令により定義されたパック旅行が問題となっているのか、既存の保護水準を維持するために立法者に認められた立法余地が利用されているのかによって、その使用可能性が異なる、2つの異なるひな形が規定されている。（これに関しては、民法施行法草案第 250 款第 4 条及び添付 11 及び 12）。この関連では、現存の担保証書も適合されるべきである（これに関しては、民法施行法草案第 252 款及び添付 18 を見よ）。民法施行法草案第 250 款第 4 条及び添付 13 並びに民法施行法草案第 250 款第 8 条による情報提供義務は、ここで査定される履行費用に関して「古典的な」旅行主催者の場合には顧慮されえない民法草案第 651c 条の特別ケースに関して（これについては以下の cc) iii を見よ）。

パンフレット及び公開オンラインは、いずれにしても（シーズン毎に）改訂され、約款は、法発展に連続して適合されなければならない。改訂はしばしば外部のサービス提供者に委託され、かつ、この場合には、パンフレット、公開オンライン及び約款の現実化について現存する契約によって、新たな法状況に基づいて必要な適合のための費用が既にカバーされていることから出発される。これが実情と異なるとしても、いずれにせよ連続して生ずる、かつ、それ故に考慮しないでおける費用が問題となる。

将来使用されるべき方式用紙に関しては、旅行主催者が法定のひな形に従って作成し、かつ、適切な方式で（例えばオンライン及び／又は書面で）提出しなければならないことにより、旅行主催者には切替費用が生ずる。事業者において、情報提供書類のための文書手本が一度この目的に適合させられなければならない。履行費用の算出・記述に関する手引きに基づく査定に

よれば、1件につき52分の時間費用がかかる（経済時間価値表のI., II., VII及びXII;それぞれ、中級の複雑性）。ドイツ連邦共和国における旅行主催者の数は、約2500である（DRV「事実と数字」6頁）。賃金コストとしては、経済賃金コスト表の経済部門N（その他の経済的サービスの提供）の中級格付け水準の時給としては、30.4ユーロと査定されている。したがって、情報提供義務の履行に関して、6万5867ユーロの1回限りの切替費用が、旅行主催者に生ずる。

ii) 規範名宛人（従来の）個々の旅行給付の仲介人

一 旅行主催者としての責任（民法草案第651a条第2項第2文第1号、第651b条）

旅行代理店の所有者及びオンライン旅行ポータルを経営者には、彼らが従来よりも容易に旅行主催者として責任を負うことによって切替費用が生ずる。彼らが将来（も）もつぱら仲介人として活動したいと思うときは、その従業員の講習と並んで（上述i）を見よ）とりわけ、そのオンラインの申し出を適合させなければならない。ドイツ連邦共和国の旅行代理店の数は、約9880であり、この他に約20の大手オンライン旅行ポータルが存在している（DRV「事実と数字2015」6頁及び17頁）；この他、ドイツには、同様に旅行給付を仲介する約4000のツーリスト・インフォメーションがある（2016年8月23日の参事官草案に関する口頭聴聞におけるドイツ旅行業協会DRVの申告）。全体として仲介人は1万4000に上る。オンライン申し出の適合により生ずる費用は、現在の時点では確実に査定できない。それは、どのようなオンライン予約可能性を、その時々事業者が、現在用意しており、将来用意しようとしているのか、に強く掛かっている。非常に大きく見積もれば、プログラム作成費用に平均して500ユーロが査定される（その際、個別的には非常に高い費用が生じうる）。これは、全部で700万ユーロの査定額となる。

一 リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務（民法草案第651w

条第 2 項、民法施行法草案第 251 款)

従来、個々の旅行給付は仲介されているが、このような場合に、将来は、リンクされた旅行給付の仲介があり得る。これについて予定された方式用紙により、仲介人が履行しなければならない情報提供義務が仲介人に生ずる。運送人でない仲介人には、その適用可能性が具体的な予約状況に従っている 2 つの異なる方式用紙が予定されている (民法施行法草案第 251 款第 2 条第 1 文第 2 号及びこれに関する添付 16 及び添付 17)。この関連では、現存の担保証書も適合されるべきである (これに関しては、民法施行法草案第 252 款及び添付 18 を見よ)。この方式用紙は、法定の手本に従って作成され、かつ、適切な方式で (例えばオンライン及び / 又は書面で) 提出されなければならない。事業者において、情報提供書類のための文書手本が一度だけこの目的に適合させられなければならない。履行費用の算出・記述に関する手引きに基づく査定によれば、1 件につき 52 分の時間費用がかかる (経済時間価値表の I ., II ., VII ., VIII 及び XII ; それぞれ、中級の複雑性)。旅行仲介人の見積もり総数 1 万の場合には、賃金コストとしては、経済賃金コスト表の経済部門 N (その他の経済的サービスの提供) の中級格付け水準の時給としては、30.4 ユーロと査定されている。したがって、情報提供義務の履行に関して、旅行代理店及びオンライン旅行ポータルには、26 万 3467 ユーロの 1 回限りの代替費用が生ずる。

iii) 規範名宛人 給付提供者

一 旅行主催者としての責任 (民法草案第 651a 条第 2 項第 2 文第 1 号、第 651b 条)

給付提供者が同時に他の提供者の旅行給付を仲介し、又はその他の自己の旅行給付を提供するときは、旅行代理店の所有者及びオンライン旅行ポータルの経営者についてと同一のことが、彼らに当てはまる。

当該給付提供者の総数は、算出困難である。民法草案第 651a 条第 3 項の意味における旅行給付の全提供者が理論的に考慮されても、新規定に該当する

その数字は実際上かなり少ないと言えるだろう。運送人の10%が、追加的に他の提供者の旅行給付を仲介し又は将来仲介するであろうと見積もられる。ホテル経営者の場合には、民法草案第651a条第4項の例外規定が彼らには高い実務的意味を持っているから、その割合は明らかに10%より低いと言って良い。すなわち、他の観光旅行的給付（例えば、遠足、ウェルネスプログラム）と宿泊給付との組み合わせは、ほとんどの場合に存在しないであろうそこに挙げられている要件の下でのみパック旅行となる。それゆえ、ドイツ宿泊企業の5%だけが、新規定の適用可能性に繋がる範囲で仲介され又は提供されるであろうと見積もられる。レンタカー業者及び「その他の観光旅行的給付」の提供者（民法草案第651a条第3項第4号）は、現在の知見によれば、追加的な旅行給付を仲介することは非常に稀であり、したがって、履行費用の算定の場合に彼らは考慮され得ない。

原則として考慮される旅客運送人の当初の数 *Ausgangszahl* は、全部で4735と見積もられる。すなわち、バス事業者4200（国際バス旅行協会の市場研究報告2013）、航空事業者75（様々な資料に基づく見積もり）遠距離・近距離の鉄道事業者80（ドイツ交通事業者協会の報告に基づく見積もり）、並びに、内水航行事業者322（ドイツ内水航行協会「データと事実2014/2015」）、海運業者58（ドイツ船主協会の報告）。この10%、すなわち470が新規定に該当している。これに宿泊事業の所有者（www.dehoga.de: 全部で4万4506）の5%が、それゆえ約2225が加わる。これにより、規範名宛人として挙げられている給付提供者の総数は、約2695となる。旅行主催者としての万一の責任を考慮して彼らに生ずるプログラム作成費用は、平均500ユーロ（上述ii参照）、それゆえ全部で約130万ユーロと査定される。

－ リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務（民法草案第651w条第2項、民法施行法草案第251款）

同時に他人の旅行給付を仲介する給付提供者は、将来、リンクされた旅行給付の仲介人でもあり得る。これについては上述ii) 第2部分を見よ。給付

提供者の総数 2695 の場合に、使用される方式用紙に関する切替費用を考慮して（これに関して、民法施行法草案第 251 款第 2 条第 1 文及び添付 14 乃至 17；これに関して、第 252 款及び添付 18 も見よ）、ここでも 1 件当たり 52 分、1 時間当たり 30.4 ユーロの賃金コストが見積もられる。したがって、給付提供者には 3 万 5831 ユーロの 1 回限りの切替費用が生ずる。

bb) 事業者の経常的な年間費用

i) 規範名宛人 旅行主催者

一 民法草案第 651d 条、民法施行法草案第 250 款第 2 条からの情報提供義務

上述のように、情報提供方式用紙が法定のひな形に従って作成され、かつ、適切な方式で（例えばオンライン及び / 又は書面で）提出されなければならないことによって、旅行主催者には、1 回限りの切替費用が生ずる。予約の具体的な場合に、旅行主催者は、旅行者にその他の旅行情報と共に方式用紙を送付し、又は、彼のウェブサイトでオンライン版を提供することにより、彼の情報提供義務を履行する。実費用は、いずれにしても提供されるべきその他の書類のゆえに無視されうるから、特に算定されない。

一 代金引き下げの場合に控除される行政費用の証明（民法草案第 651f 条第 4 項第 4 文）

代金引き下げにより旅行者が旅行主催者から超過額の払い戻しを受け取る時は、旅行者は彼に事実上生じた行政費用を控除できる。旅行者は、民法草案第 651f 条第 4 項第 4 文によりこの行政費用の額についての証明を請求できる。全予約パック旅行の約 0.5% の場合に、代金引き下げが請求されると見込まれる。これは 29 万 2500 件に当たる。さらに、代金引き下げを請求した全旅行者の 1%、それゆえ、年間 2925 件が、行政費用の証明を追加的に請求することが認められる。

1 件についての時間的負担は、履行費用の算出・記述に関する手引きに基づく査定によれば、10 分と見積もられ（経済時間価値表の IV., V., VII., VIII 及

び XII ; それぞれ、単純な複雑性)、全体費用は年間約 488 時間となる。行政費用はその都度、同額生ずるから、単純な複雑性から出発すべきである。賃金コストとしては、経済賃金コスト表の経済部門 N (その他の経済的サービスの提供) の中級格付け水準の時給としては、30.4 ユーロと査定されており、実費として紙代・郵送料につき 1 件当たり 2 ユーロ生ずる。したがって、全体費用は年間 2 万 0670 ユーロになる。

一 回避不能な異常事態の場合の増加費用に関する費用負担 (民法草案第 651k 条第 4 項及び第 5 項、第 651l 条第 3 項第 2 文)

現在、民法第 651j 条により、旅行主催者は不可抗力に基づいて旅行契約を解除できる。その時には、帰路運送の増加費用は当事者により折半して負担されており、その他に例えば追加的な宿泊費用のような増加費用は旅行者の負担とされている (民法第 651j 条第 2 項第 2 文及び第 3 文)。草案はこれを変更している。回避不能な異常事態の場合に解除権は旅行主催者にはない。相当な代替給付による瑕疵除去が不能なときは、旅行主催者は、旅行者の帰路運送のための増加費用を負担しなければならない (民法草案第 651k 条第 4 項及び第 5 項、第 651l 条第 3 項第 2 文)。回避不能な異常事態により旅行者の帰路運送が不能であるときは、旅行主催者は、3 泊までの期間の旅行者の必要な宿泊費用を負担しなければならない ; 法律に挙げられている事例では、旅行主催者は、時間的に無制限に又はより長い期間、費用を負担しなければならない (民法草案第 651k 条第 4 項及び第 5 項)。

旅行主催者の増加費用負担義務の要件は、常に、パック旅行契約が旅行者の帰路運送を含んでいることである。どのくらい多くの事例において契約上合意された帰路運送が、回避不能な異常事態により予定前に行われているのか、又は、不能となっているのかは、現在の知見では見積もり得ない。回避不能な異常事態は、まさしくそれを引き合いに出す当事者の「コントロールの外にある」状況であり、したがって、(例えば火山爆発や地震のような自然災害を念頭に置けば) 計算可能性から遠ざけるから、このことは事物の本

姓 *Natur der Sache* の中にある (指令第 3 条第 12 号並びに、この意味において、2016 年 7 月 29 日の旅行規定の第 3 改正法草案についてのドイツ旅行業協会の態度表明 22 頁参照)。したがって、同様のことは、帰路運送及び必要な宿泊費用のための増加費用に関しても当てはまる。

ii) 規範名宛人 旅行仲介人

一 欧州経済地域外に居住する旅行主権者の場合の旅行仲介人の特別な義務 (民法草案第 651v 条第 3 項)

旅行仲介人は、民法草案第 651v 条第 1 項第 1 文において使用されている術語により、パック旅行の仲介人である。旅行主権者がその住所を他の EU 加盟国の 1 つに又は他の欧州経済地域協定締約国の 1 つに有していないときには、特別な義務が旅行仲介人に生じうる。すなわち、旅行主権者が第 651i 条乃至第 651t 条の規定から生ずる旅行主権者の義務 (瑕疵担保義務、援助義務、倒産担保義務) を履行していることを証明できないときは、旅行仲介人がこれらの義務を負わされる。

旅行仲介人は、まず、当該旅行主権者が倒産に対して防護していることを証明しなければならない。このためには、国内の旅行主権者の場合と同様に、契約前の情報提供及び契約における顧客の金銭防護者の名前及び連絡データの表示で十分である。この表示は、既に現在手渡されるべき担保証書と平行して、行われる。この点では、取り立てて言うほどの追加的な履行費用は生じない。

旅行主権者が呼び起こした外観に反して顧客の金銭防護契約を締結していなかったこと、又は、契約履行に際して旅行主権者が適切に解決していない問題が存在していることによって、履行費用が旅行仲介人に生じうる。しかし、これについては予測はできない。国内の旅行仲介人によって仲介される、欧州経済地域外に住所を有する旅行主権者とのパック旅行契約の数は、見積もれない。どれほど多くの事例でそうした旅行主権者がその義務を規則通りに履行しないであろうかは、前もって予測できない。このことは、特に、旅

旅行仲介人が、その給付を仲介する旅行主催者について、前もってどの程度注意深く情報提供するかにもかかっている。その時々旅行主催者の信頼性に関して旅行仲介人が獲得する情報が多ければ多いほど、民法草案第651v条第3項により旅行仲介人が責任を負うリスクは減少する。信頼に満ちた取引関係に応じてどれほど多数の事例で（リスクが）生じるかは、見積もり得ない。

－ 旅行者の意思表示に関する旅行仲介人の旅行主催者への情報提供義務（民法草案第651v条第4項第2文）

既に現在、旅行者は、民法第651c条乃至第651f条によるその請求権の主張につき旅行代理店をも相手取ることができる。旅行代理店が（典型的には）商法第84条以下の商事代理人であるときには、商法第55条第4項、第54条により、又は商法第91条第2項第1文により、旅行主催者の受領代理人と見なされる。ドイツ旅行業協会の現在の推奨条件 *Konditionenempfehlung* (2015 現在) は、旅行主催者に対する請求権主張の独占的可能性をもはや規定していない（*Staudinger/Staudinger* (2016) § 651g Rn.16）。既に商法第86条第2項に含まれている事業者の情報提供に関する商事代理人の義務が、民法草案第651v条第4項第2文において旅行法のために単に明確に規定されているだけである。

民法第651d条第2項（将来は民法草案第651o条）による瑕疵通知については、瑕疵通知が旅行仲介人に対して行われるときは、むろん従来十分とは見なされなかった（*a.a.O.* § 651g Rn. 18; BGH, NJW 1988,488 参照）。この点で事実状況及び法状況が変更された。しかし、契約中で旅行主催者の現地の代理人又は連絡機関若しくはその他のサービス機関が挙げられなければならない（民法施行法草案第250款第6条第2項第4号参照）。旅行者は、成程、通知が強制的にこれらの者に対してなされるべきだと指示され得ない。しかし、休暇旅行地での瑕疵を現地の旅行案内人に通知できるときに、又は、このためにその旅行必要書類において旅行主催者が挙げた連絡機関 *Kontaktstelle* 又はその他のサービス機関 *Dienst* を見出すときに、旅行代理店又はオンライン

ン旅行仲介人を介しての不必要に形式張った方法を旅行者が取ることはかつて稀であったろうことから出発すべきである。この点で、瑕疵通知の受付及び旅行主催者への情報提供によって、旅行主催者には通常、何ら追加的な（すなわち、いずれにしても請求申告に関して既に生じた費用を超える）履行費用は生じない。

iii) 規範名宛人（従来の）個々の旅行給付の仲介人

ー リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務及び場合によっては倒産担保に関する義務（民法草案第 651w 条第 2 項及び第 3 項、民法施行法草案第 251 款）

上述のように、仲介人が将来のリンクされた旅行給付の仲介人として法定の手本に従って情報提供方式用紙を作成し、かつ、適切な方式で（例えばオンライン及び／又は書面で）提出しなければならないことによって、仲介人には 1 回限りの切替費用が生ずる。予約の具体的な事例においては、仲介人は、他の旅行情報と共に適切な方式用紙を旅行者に送付し又は彼のウェブサイト上でオンライン版を提供することによって、彼の情報提供義務を履行するであろう。実費費用は、いずれにしても提供されるべきその他の書類のゆえに無視されうるから、特に算定されない。

リンクされた旅行給付の仲介人は、彼が旅行者の支払金を受け取る時のみ、倒産担保につき義務を負う。しかし、リンクされた旅行給付の仲介人が同時に自己の旅行給付を提供しないときには（これについては、以下の iv）を見よ）、これは避けられる：すなわち、支払金が直接その時々々の個別給付者に行くように、支払金の流れは手はずされうる。現在、これは支払金の半分について当てはまる：すなわち、旅行代理店代理人の見積もりによると、現在、顧客の支払金の約半分の場合に旅行代理店徴収である。このことは、例えば、もっぱらコンピューター予約システムたるアマデウス Amadeus を介して行われ、かつ、BSP (Bank Settlement Plan der IATA : IATA の銀行決算プラン) を介して決算されている、航空便予約について当てはまる。この他、顧客は旅行

代理店においてクレジットカード支払以外の支払い方法を好んでいる（2016年7月29日の旅行規定の第3改正法草案についてのドイツ旅行業協会の態度表明6頁参照；2016年7月29日のドイツ観光業協会の態度表明5頁も見よ）。リンクされた旅行給付の仲介人の徴収代理権に基づく倒産固定の信託口座への支払が予約されるときにも、倒産担保義務は存しない。旅行代理店、ツーリスト・インフォメーション及びオンライン旅行ポータル的大部分は、担保義務の回避につき許された措置を既に講じているか、将来講じるであろうから、倒産担保につき義務づけられない、ことは承認される。どのくらいの件数、仲介人倒産担保の義務を自ら引き受けるのか、の予測はできない。保険料額についての一般的な報告もなされ得ない。倒産担保のための保険料額は、仲介人の製品 Produkt、その支払能力及びその担保提供の可能性に掛かっている。

iv) 規範名宛人 給付提供者

ー リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務及び場合によっては倒産担保に関する義務（民法草案第 651w 条第 2 項及び第 3 項、民法施行法草案第 251 款）

リンクされた旅行給付の仲介の場合に提供される方式用紙のための実費は、規範名宛人「旅行主催者」及び「(従来の) 個々の給付の仲介人」について挙げられた理由から、見積もられない。

リンクされた旅行給付の仲介人として同時に旅行給付につき自ら義務を負い、かつ、このために契約上合意された支払金を受け取る給付提供者は、常に倒産担保につき義務を負う一彼が仲介した他人の給付についても支払金を受け取るかどうかは問題ではない。運送人は、その上、契約上合意された旅行者の帰路運送を防護しなければならない。それゆえ、このようなリンクされた旅行給付の仲介人は、顧客の金銭防護契約を締結し、かつ、当該保険料を支払わなければならない。問題になっている給付提供者の総数は、運送人 470 及び宿泊営業の所有者 2225 と見込まれる（全部で 2695、これについては上述 b) aa) iii) を見よ）。運送人は常に倒産担保義務を負うのに対し、宿泊

営業の所有者の場合には、恐らく前払いが請求されないため、しばしばこれが問題とならない。滞在の終了後に初めて支払いが請求されるという部分が、むしろ今日既に非常に高いと言え、かつ、将来恐らくなお増加するであろう、すなわち、少なくとも 50% に達するであろう。保険料が平均してどれほどになるかは、上述 iii) 以下に挙げた理由から言えない。

— その旅行給付が民法草案第 651w 条第 1 項により仲介される給付提供者の通知義務 (民法草案第 651w 条第 5 項)

民法草案第 651w 条第 1 項による仲介により旅行者と 1 つの旅行給付に関する契約が成立すると、他の事業者はリンクされた旅行給付の仲介人に民法草案第 651w 条第 5 項により契約締結の事実について情報提供しなければならない。通知義務は見積もりで 4390 万件に関係する (上述 a) の前をみよ) : すなわち、リンクされた旅行給付の件数 = 休暇旅行 1 億 4620 万件の 30%。1 件につき、時給 30.4 ユーロの賃金コストの場合の履行費用の算出・記述に関する手本に基づく査定によれば、2 分と見積もられる (経済時間価値表の VIII.; 中級の複雑性)。契約締結の事実を通知するだけだから、非常にわずかなデータが通知されるにすぎない。これはその時々事業者の場合には既に存在しており、かつ、場合によっては、自動的にも通知されうる; このような自動化された処理は、恐らく費用を明らかに減少させるであろう。

通知義務とリンクされた履行費用の全体査定は、4390 万ユーロにまで達する。この場合、むしろ追加費用は問題としないでよかろう。契約締結についての通知は、事業者間で行われている決算モデルに従って既に現在行われていることが、考慮されるべきである。しかし、これがどの程度行われているかの見積もりは難しく、したがって、前払い金を含まない上記の 4390 万ユーロが、履行費用として基礎付けられている。

v) 規範名宛人 旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人として事業者的に活動する公法上の法人

— 倒産担保に関する公法上の法人の義務 (現在、民法第 651k 条第 6 項に

よるような例外は、民法草案第 651r 条、第 651w 条にはない）

指令は、公法上の法人のために倒産担保義務の例外を規定していない。予想される履行費用に関しては、民法第 651k 条第 6 項による現在の例外は、その財産に倒産手続きが許されている、それゆえ倒産法（InsO）第 12 条の下に入らない公法上の法人については妥当しないことが考慮されるべきである。（例えば有限会社としての）私法上の組織の場合には、既に現在、倒産担保義務が存している。それゆえ、履行費用は、既に私有化されたツーリズム官庁には関係しない。当該公法上の法人の場合にどのような費用が生ずるのかの正確な見積もりは、ラント及び市町村の最上級諸団体へ行った質問にもかかわらず、現在の知見では不可能である。このことは、どれだけ多くの公法上の社団、営造物及び財団が旅行主催者として行動しかつ将来初めて倒産担保義務を義務づけられるのか、についての連邦全体にわたる知見を前提とするであろう。しかし、既に現在、支払能力検査を要しない、かつ、特に有利な保険料を予定している私法的に組織された公共体の旅行主催者のための特別な倒産担保の申し出が存在している。このような費用は旅行者に回され、したがって、このような費用は結論として公法上の法人に取り立てて言うほど負担をかけないことから出発される。また、旅行者のための負担に関しては（以下の 5 「その他の費用」を見よ）、このような主催者のパック旅行の価格水準はこれによって著しく高まることはない、ことから出発すべきである。

cc) 経済についての履行費用以外の規制

i) 規範名宛人 旅行主催者

— 契約譲渡から生ずる増加費用に関する証明(民法草案第 651e 条第 4 項)
規定は、何ら追加的な履行費用を生じない。旅行主催者が契約譲渡の増加費用を主張しようとするときは、彼は、既に現在、増加費用の発生とその額を証明しなければならない。

— 代金又はその他の契約条件の意図された変更に関する情報提供（民法施行法草案第 250 款第 10 条と校合した民法草案第 651g 条第 2 項第 2 文）

代金変更及びその他の契約条件の変更については、既に現行法は情報提供義務を有している（民法第 651a 条第 4 項及び第 5 項）。これらがわずかに拡大されている。これによって、追加的な履行費用は取り立てて言うほどのことではない。情報提供は既に現在、書面で与えられているから、情報提供が持続的記憶媒体でなされなければならないとの準則についても、これは当てはまる。

将来、民法草案第 651f 条第 1 項、第 651g 条第 1 項による旅行代金の 8 % に当たる額までの一方的な代金引き上げが主張されうることによって、絶対的な数字では示しえない負担軽減効果が生ずる（従来は 5 %）。

一 解除補償額の理由付け（民法草案第 651h 条第 2 項第 3 文）

旅行主催者は、民法草案第 651h 条第 2 項第 3 文によって、旅行者の請求により補償額の根拠を示す義務を負う。これによって、追加的な履行費用は生じない。いずれにせよ、ほとんど等しい文言で民法草案第 651h 条第 1 項第 2 文に移行されている民法第 651i 条第 2 項第 2 文による補償の相当性を、旅行主催者は説明し、かつ、場合によっては証明しなければならない（BT Drs. 8/2343, S. 12 参照）。

一 旅行主催者の損害賠償義務に関する規定（民法草案第 651n 条）及び契約上の責任制限の可能性に関する規定（民法草案第 651p 条第 1 項）

民法第 651f 条の従来損害賠償規定と比べて、民法草案第 651n 条の改正法文により、規範に適合した行為の場合には、旅行主催者には何らの費用も生じない。同様のことは、現行法（民法第 651h 条第 1 項）よりも狭く法文化されている契約上の責任制限の可能性について当てはまる。

一 旅行主催者の援助義務（民法草案第 651q 条第 1 文）

既に現行法により、旅行主催者は従たる義務として、とりわけ助言義務、指示義務、保護義務、監護義務、配慮義務を負っている。この点で、民法草案第 651q 条第 1 文は宣言的なものである。

ii) 規範名宛人 旅行仲介人

一 情報提供義務（民法草案第651v条第1項第1文、民法施行法草案第250款第1条乃至第3条）

旅行仲介人には仲介するパック旅行に関して固有の情報提供義務が生ずることが、立法的に明確にされた。このことは旅行者に対する仲介人の責任にとって重要であるが、履行費用にとっては重要ではない。なぜなら、情報提供は主として旅行主催者のパンフレット、オンライン公表及び約款によって行われているからである。その点では、旅行仲介人ではなく、旅行主催者が必要な適合に配慮しなければならない。

iii) 規範名宛人 給付提供者

一 リンクされたオンライン予約手続き（民法草案第651c条）

旅行給付をオンラインで提供する事業者は、クリック・スルー予約の場合に、彼らが一定の顧客データを転送するときは、将来、旅行主催者と見なされうる。事業者は、現在、原則として法律に挙げられている顧客データを転送しておらず、したがって、彼らが意識的にそこに書かれた取引モデルのために決定するときのみ新しい規定に関係することから出発すべきである。それゆえ、規定は事業者の決定に掛かっており、それゆえ、履行費用の算出・記述に関する手本の意味での「直接に」費用の変更をもたらさない。

iv) 規範名宛人 事業者（民法草案第651a条以下に挙げられている全ての事業者）

一 予約ミスの場合の損害賠償義務（民法草案第651x条）

既に従来、事業者は彼の活動範囲で生じた予約ミスについて責任を負わなければならない。規定はなかならず宣言的なものである。その上、事業者は規定に従った行為の場合には損害賠償義務を負わず、したがって、彼には当該費用は生じない。

dd) 中小事業者の利益

多くの旅行主催者の場合及び全く圧倒的な数の旅行代理店の場合には、中小事業者（KMU）が問題となる。大企業に対する中小事業者の責任軽減は、

履行費用を生ずる諸規定に関しては可能でない。草案は EU 指令の強行的な国内法化に資するものであるから、選択肢は存しない。その上、これらの規定は消費者保護に資するものである。

c) 行政の履行費用

d) 連邦の履行費用

一 中央連絡機関の設置及び活動 (民法施行法草案第 253 款)

民法施行法草案第 253 款は、指令第 18 条第 2 項の国内法化において中央連絡機関の設置及び活動を規定している。これによる履行費用は連邦司法官庁が行った作成モデルを基礎にして見積もられた。全部で高級職 (hD) 1 ポスト及び上級職 (gD) と中級職 (mD) それぞれ 1/2 ポストの (円熟した) 職員要求が見積もられている。

人件費の総額は年間 24 万 8704 ユーロになる。

職員要求の見積もりは、国内法化されるべき指令が言語規定に関する何らの言明も置いていないことを考慮している。条約のない法律上の共助において一般に行われている実務に準拠して、外国の連絡機関の要請 (民法施行法草案第 253 款第 3 条) は、重点的にドイツ語で到着することが想定される。しかし、要請された官庁への要請は要請された加盟国の言語で依頼すべきであるとの明示の法規定がないため、要請は EU 又は欧州経済地域の全公用語でドイツの中央連絡機関に依頼されうる。それゆえ、この理由から、ドイツ語で到着しない要請は拒否されえない。到着する要請の 15% に翻訳が必要となることが予想される。発送される全要請は完全に翻訳されるべきである。言語サービスに関する職員要求の見込みは、1 委託当たりドイツ工業規格 A4 版約 1 頁の平均的な範囲で、かつ、純粹に部内処理の利用のもとで行われる。

到着する要請の内容的検討は、要請が指令に基づくものであり、かつ、例えば旅行主催者についての十分な表示に関して最低限の要件が備わっているかどうかの点検のためにのみ要求されている。したがって、中央連絡機関は何ら深く検討する任務を引き受けておらず、管轄官庁へ要請を転送する (以

下のbb)を見よ)。件数に関しては、年間175件の到着する要請の見積もりが基礎に置かれた。

到着する要請は、ドイツ連邦共和国に住所を有する旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人に関係する。その際、事案では、旅行主催者又は仲介人がその倒産担保義務を履行したかどうかに関して疑問が存するときに、外国に居住する旅行者の予約が問題となる。このような予約は、通常、オンライン仲介人を介して又は直接に、その時々旅行主催者又は給付提供者のもとでなされ、したがって、その点でドイツの固定した旅行代理店は度外視される。旅行主催者の総数は2500と見込まれており、倒産保護義務を負うリンクされた旅行給付の仲介人の数は1583と見込まれている。到着する要請は、この見込みから理論上は約4083の事業者に関係している；しかし、加盟国が旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人の倒産担保に疑問を持つときにのみ、到着する要請が考慮される。ほとんどの事業者は、その当該義務を履行しているといつてよいであろうし、初めのうちは、むしろ、照会してくる加盟国の側にも、これに関して自信なさがあるであろう。初めのうちは、上記の事業者の約3%（122）に関して照会があるとう見積もられる。到着する要請の数は、当該事業者に関して多数の加盟国からの照会があり得るから、約50%高めに175と見積もられる。

他の27のEU加盟国並びに追加的な3つの欧州経済地域協定締約国（アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）の側から、民法施行法草案第253款第1条第2項に基づく情報提供依頼による年間平均してその都度5つの一般質問が到着すると予測される。さらに、この規定に基づくものではない、又は、要請と具体的な関連がある、一般的な照会が生ずることから出発しなければならない；このような照会は1国当たり年間3件と想定される。したがって、費用見積もりのために、全体として240の外国からの一般質問が到着すると想定される。この点でも、15%の翻訳要求が想定される。この他に、年間、ドイツ官庁からの約30の一般的な照会、及び、ドイツ市民から

の約 50 の一般的な照会が、予想される。

発送される要請（民法施行法草案第 253 款第 2 条）の数は、年間大まかに 50 件が見積もられる。この種の照会で問題となる外国の事業者の見積もりはできない。しかし、これとは別に、民事手続き、刑事手続き又は秩序違反手続きにおいて、外国の事業者がその倒産担保義務を履行したかどうかの問題が重要であるときは、ドイツの官庁は、主としてもっばら現行の（義務的な）法律上の共助手段を利用するであろうことから出発すべきである。

発送される要請の場合、指令第 18 条第 4 項第 3 文による 15 日の経過又はその後の再提出期間 *Wiederforlagefrist* の経過を理由とする他の加盟国の中央連絡機関への照会は、前もって 21 言語で翻訳される標準書面 *Standardschreiben* により行われることから出発される。

法的テーマの複雑性のゆえに、上級職・中級職の側からの再照会が予想される。しかし、ここでは法的状況の解明のために、さらには職務プロセスの構想及び発展の継続のためにも、高級職のキャリアのある従事者が必要である。その費用が前もって正確に見積もり得ない任意のクリエイティブな職務が問題となるから、このために包括的に 0.5 労働力 (AK) の高級職が見積もられる。この見積もりは、相当に複雑な法律状況及び比較可能な職務についての連邦司法官庁の経験に基づいている。

2015 年 5 月 19 日の連邦財務省の回状 (GZ II A3-H1012-10/07/0001:011;DOK 2015/0245298) により、横断職 *Querschnittsaufgabe* のための加算が考慮される。この加算は、下位の官庁の場合は 30% である。それゆえ、横断職のために、さらなる 0.5 労働力の上級職が考慮される。

bb) ラントの履行費用

ー 中央連絡機関を介して管轄官庁へ転送される他の加盟各国の要請の処理（民法施行法草案第 253 款第 3 条）

ドイツ連邦共和国に住所を有する旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人がその倒産担保義務を履行しているかどうかに関する、民法施行法草

案第 253 款第 3 条による到着する要請の件数は、年間 175 件と見積もられた（上述 aa）以下を見よ）。この数字は、16 のラントに分配され、その結果、各ラントに平均して約 11 件の到着する要請が割り当てられる。しかし、その際に、要請する加盟国の民事手続き、刑事手続き又は秩序違反手続きでこれが問題となるときは、こうした内容の要請は、既に現行の法律上の共助手段を介して提出されなければならないことが、考慮されるべきである。その時々加盟国において当該旅行主催者に対する民事手続き、刑事手続き又は秩序違反手続きが係属していない場合に、加盟各国が、法律上の共助要請に追加して、又は、単独の要請として、要請を中央連絡機関を介して提出するときのみ超過支出が生じる。

コスト・時間費用の算定に関しては、ラントの関与は何ら負担に耐えうる報告をなしえなかった。しかし、ラントに生ずる費用は、毎年、連絡機関を介して到着する要請のほぼわずかな数を背景にすれば、取り立てて言うほど重要ではない。

5 その他の費用

市民は、旅行主催者の代金変更留保の場合に、将来、現在よりも高い代金変更を甘受しなければならない。代金引き上げの場合、これが 8 % を超えるときのみ解除権が存する。現在は、5 % の敷居がある（民法第 651a 条第 5 項第 2 文）。

6 その他の法律効果

草案は、同等に取り扱われる関連規定を含んでいない。それゆえ、人々の生活状況への影響は予想され得ない。

人口統計学上の影響も予想され得ない。

VII 期限の付与、評価

法律の期限づけはできない；国内法化されるべき指令は無期限に適用される。

指令第 26 条により、EU 委員会は、2019 年 1 月 1 日までに欧州議会及び閣

僚理事会に、オンライン予約に係る指令の諸規定に関する報告書を提出する。指令の適用に関する一般報告を、EU 委員会は、2021 年 1 月 1 日までに提出する。必要な場合には、指令の適合に関する立法提案も、報告に添付される。これと並んで、国内法化法の特別な評価は原則として必要でないとされる。しかし、現在、指令の国内法化後に、倒産担保に関する研究計画を委託することが意図されている（民法草案第 651r 条に関する立法理由を見よ）。